

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会  
委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第4条の目的を達成するため公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「この法人」という）が設置する委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置又は廃止)

第2条 委員会の設置または廃止は、理事会で決定する。

(構 成)

第3条 委員会の委員は、次により構成する。

- 2 委員会の委員長は、会員の中から会長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は、会員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。なお、委員会には必ず理事が1名以上含まなければならない。
- 4 委員長は、学識経験者を参考人として委員会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力と助言を求めることができる。

(任 期)

第4条 委員会の任期は次による。

- 2 委員会の委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない、ただし、その委員会の任務が終了したときは、この限りとしない。任期の区切りは、原則として定時総会とする。

(会 議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、文章をもって委員の意見を徴し委員会の会議開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

(任 務)

第6条 この規程において、この法人は次の委員会を設置し、それぞれ下記各号に規定する事項を任務とする。

- (1) 生涯学習・社会教育委員会
  - ①吹奏楽ゼミナールの企画・運営と実施
  - ②吹奏楽指導者認定試験の企画・運営と実施
  - ③第1号と第2号に関連する事業の実施
- (2) 指揮法講習会委員会
  - ①指揮法講習会の企画・運営と実施
  - ②第1号に関連する事業の実施
- (3) 吹奏楽曲開発委員会
  - ①吹奏楽楽曲開発事業の実施
  - ②第1号に関連する事業の実施

- (4) ソロコンテスト委員会
  - ①管打楽器ソロコンテストの企画・運営と実施
  - ②第1号に関連する事業の実施
- (5) 吹奏楽発祥の地記念碑保存委員会
  - ①日本吹奏楽発祥の地における記念事業の企画・運営と実施
  - ②第1号に関連する事業の実施
- (6) 国際交流委員会
  - ①海外の吹奏楽団体ならびに組織との交流事業の企画・運営と実施
  - ②第1号に関連する事業の実施
- (7) 広報・研究委員会
  - ①会報の企画・発行
  - ②紀要の企画・発行
  - ③ホームページ作成・更新と運営
  - ④この法人の広報活動
- (8) 吹奏楽の日委員会
  - ①我が国吹奏楽発展のため吹奏楽の日を設定し普及をはかる
  - ②第1号に関連する事業の実施
- (9) コンプライアンス委員会
  - ①会員に対する各種ハラスメントの防止に関する周知
  - ②ホームページや各種会議により組織全体へ防止対策の周知

(議事録)

- 第7条 各委員会の会議については、その経過及び結果の記録した議事録を作成する。
- 2 議事録は書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(経 費)

- 第8条 委員長は事業及び会議の開催にあたり必要となった交通費ならびに日当を支払うことができる。

(事業計画及び予算)

- 第9条 委員長は、定められた時期に翌年度の事業計画及び予算を会長に提出する。

(事業報告)

- 第10条 委員長は、当該年度終了後、速やかに事業報告を会長に報告する。

(改 廃)

- 第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は令和2年3月16日から施行する。(令和2年3月16日理事会決議)
- 3 この規程の一部変更は、令和2年8月12日より施行する。
- 4 この規程の一部変更は、令和6年9月25日より施行する。

# 委員会議事録

報告日 年 月 日

委員会名	委員会				
委員長名					
参加者名					
開催日	年 月 日 ( )				
開催場所					
協議内容					
交通費 支給明細					
日 当 支給明細					
報告者名					
回 覧	会長	副会長			事務局長